

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	6	市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは		
区分	A			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	・ 予算決算委員会(当初予算と決算)の審査を1階ロビーで放映できないか。			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビにより、平成16年6月から一般質問の生中継と録画放送を開始し、平成22年6月から閉会日の生中継と録画放送を開始し、現在、全ての本会議の生中継と録画を放送している。 平成22年9月から、決算委員会のインターネットによる録画配信を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月定例会の予算決算委員会からの放映について 	<ul style="list-style-type: none"> 第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 第7回議会改革推進会議にて了承。 平成25年9月定例会の予算決算委員会から玄関ロビーのテレビでの放映を開始。 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月から、予算委員会のインターネットによる録画配信を開始。 ・1階ロビーでは、ケーブルテレビで放映している本会議の生中継を視聴できるが、委員会はケーブルテレビの放映がないので視聴できない。 ・委員会室のハンディカメラと1階ロビーのテレビの間を直接配線すれば視聴可能となる。 ・委員会室のハンディカメラと議場傍聴席にあるカメラ設備の間を配線すれば、ケーブルテレビを通じて、本会議同様ロビーでも視聴可能となるが、あわせてケーブルテレビの全ての加入世帯が生中継で視聴できるようになってしまう。 		